

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言解除に伴う森町の対応

令和3年9月29日決定

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、静岡県に出されていた国の緊急事態宣言が令和3年9月30日をもって解除されることを受け、静岡県では段階的に行動制限を解除する方針を示し、必要な措置を実施します。

これを受け、森町の対応方針を次のとおり決定しました。

なお、静岡県の緊急事態宣言解除後の措置は、「緊急事態宣言解除後の静岡県の対応方針（静岡県ホームページ）」をご確認ください。

1 措置を実施する期間 令和3年10月1日（金）～14日（木）

2 町民への要請

日常生活においては、静岡県の対応方針を参考に、次のことを要請する。

(1) 外出に関する要請

外出する際は混雑している時間や場所を避けて少人数で行動することを要請

(2) 移動制限

県内・県外を問わず感染が拡大している地域への不要不急の移動・往来の自粛の要請

(3) 「密」の回避

たとえ「1密」であっても回避

(4) 会話や歌唱の際の注意

室内や移動中の車内、カラオケでの感染に注意

(5) 飲食の際の注意

飲食時の黙食と会話時のマスク着用の徹底、同居家族以外との多人数での飲食をはじめ、路上や公園等における集団での飲食は行わない

(6) 飲食店の利用

少人数・短時間でなるべく普段一緒にいる人との利用、「ふじのくに安全・安心（飲食店）認証」を受けた店舗等の利用

3 事業者等への要請

「ふじのくに安全・安心（飲食店）認証」の積極的な取得、業種別ガイドラインによる感染防止策の徹底、換気や湿度の管理など感染しにくい環境の確保

4 町有施設について

- ・緊急事態宣言発令に伴い、令和3年9月30日まで利用制限を行っていた、下記施設については、令和3年10月1日から利用制限を解除。

（再開する施設）

森町体験の里アクティ森、吉川キャンプ場カワセミの里、コテージ・アクティ、森町児童館、望月プラザ（もりの湯）

(利用時間制限午後8時までを解除する施設)

森町文化会館、森町総合体育館、町営グラウンド、学校体育施設、三倉総合センター、天方生活改善センター、一宮総合センター、園田総合センター、飯田総合センター、町民生活センター

※解除後は各施設の利用終了時間を遵守してください。

(その他)

森町立図書館の本の貸出について、貸出期間、貸出冊数を従来の14日以内、10冊以内とします。

- ・各施設においては、町の公共施設における感染防止対策などを定めた「町有施設における感染防止方針」をもとに、引き続き感染防止対策を講じる。

5 イベント等について

主催者に、マスクの着用、入場時の検温、密の回避などの基本的な感染防止対策の徹底をはじめ、参加者名簿の作成、事前予約の実施、接触確認アプリ（COCA）の活用など適正な実施を呼び掛ける。

6 幼稚園・小中学校について

- ・園、学校での諸活動において、基本的な感染防止対策の徹底や講話等により感染防止意識の継続を図る。
- ・部活動、課外活動等における集団行動・団体行動の場では、感染リスクが高まることを踏まえ感染防止対策を徹底する。

7 新型コロナワクチン接種について

11月までに希望する方に対して2回目のワクチン接種が終了するよう、計画的に実施していく。また、副反応等接種に対する不安を取り除くため、適切な情報提供に努める。

8 その他

- ・この対応方針は、今後の新型コロナウイルス感染症の状況や国、県の動向を踏まえ、必要に応じて改定します。
- ・新型コロナウイルスに関する詳細情報につきましては、森町ホームページ>トップページ>緊急情報>「新型コロナウイルスに関する情報について」をご確認ください。



ホームページ
QRコード